令和８年度　茨城県農地利用効率化等支援事業等交付要項

（趣旨）

第１条　県は、農地利用効率化等支援事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 28 年１月 20 日付け 27 経営第 2612 号農林水産事務次官依命通知。以下「国担い手確保等事業実施要綱」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 350 号農林水産事務次官依命通知）、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月 23 日付け７経営第 2081 号農林水産事務次官依命通知。以下「国構造転換事業実施要綱」という。）及び茨城県農地利用効率化等支援事業等実施要項（以下「県実施要項」という。）に基づいて、市町村が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（対象及び補助率等）

第２条　この要項による補助金交付の対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表１に掲げるとおりとする。

２　別表１に掲げる１、２及び３の経費において、相互間の流用をしてはならない。

（事業の着工）

第３条　事業の着工は、原則として第５条に規定する交付決定に基づき行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある場合は、県実施要項第２の１、国担い手確保等事業実施要綱別記の第１の６の（２）のイ又は国構造転換事業実施要綱別記１第１の６の（２）のイの承認後、交付決定前着工届（様式第１号）を所轄の農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

２　前項により交付決定前に事業に着手する場合、市町村長は補助金の交付が確実になってから着手するよう助成対象者に指導するものとする。また、市町村長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知させるものとする。

（交付申請）

第４条　市町村長は、補助金の交付を受けようとする際は、補助金交付申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）を所長に提出するものとする。

２　第１項の申請書の提出部数及び提出期限等は、県が別に定める。

３　市町村長は、第１項の申請書を提出するに当たっては、国実施要綱等で規定する助成対象者（以下「助成対象者」という。）について、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第５条　所長は、当該補助金の交付決定については、補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第６条　市町村長は、第４条の交付申請について、規則第８条第１項の規定による申請の取り下げを行う際は、交付決定のあった日から 10 日以内に実施するものとする。

（事業内容の変更）

第７条　市町村長は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、別表１の１、２及び３の経費に係る重要な変更をしようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第４号）を作成して所長に提出し、承認を受けなければならない。

なお、それ以外の変更（軽微な変更）をしようとするときは、所長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の変更の通知）

第８条　所長は、補助金の変更承認決定については、補助金交付決定変更通知書（様式第５号）により行うものとする。

（事業遅延の届出）

第９条　市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式第６号）を所長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業遂行状況の報告等）

第 10 条　市町村長は、別表１の１、２及び３の経費について、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書（様式第７号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月１５日までに所長に提出しなければならない。

２　前項に規定する時期のほか、所長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第 11 条　所長は、別表１の１、２及び３の経費について、第５条による交付決定後、事業遂行上必要

と認めた場合は、市町村ごとに、１件の金額が 50 万円以上のものについては 90 パーセント、50 万円未満のものについては 100 パーセントの額を限度として概算払により交付することができる。

なお、補助事業の性質上交付決定金額について、全額概算払をする必要があると特に所長が認めたものについては、この限りではない。

２　市町村長は、前項に係る補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書（様式第８号）に概算払を必要とする理由を添えて所長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 12 条　市町村長は、補助事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の３月 31 日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第９号）に必要書類を添えて所長に提出しなければならない。

２　市町村長は、第４条第３項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、前項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　市町村長は、第４条第３項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第１０号）により速やかに所長に報告するとともに、所長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月 30 日までに、同様式により所長に報告しなければならない。

４　市町村長は、第１項の場合において第 11 条の規定により補助金の概算払を受けた場合は、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）及び概算払精算内訳書（同様式第 103 号）を添付しなければならない。

５　市町村長は、第１項の報告を実施する場合は、支出証拠書等、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 13 条　所長は、規則第 14 条に定める補助金の額の確定については、額の確定通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（補助事業者等の義務）

第 14 条　市町村長は、助成対象者に対し、補助事業において取得し、又は効用の増加した財産を事前に所長の承認を受けないで交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供させてはならないものとする。

ただし、当該財産について県が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。

２　市町村長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し事業完了の翌年度から起算して５年間保

存しなければならない。ただし、消費税法第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第 15 条　所長は、第３条から第 13 条までに定める事務処理に係る書類の写しを、県農林水産部農業経営課（以下「農業経営課」という。）を経由して県農林水産部長に提出するものとする。

２　農業経営課は、第１項の書類に基づき、所長に対し予算執行のために必要な措置等を行うものとする。

（補則）

第16条　この要項に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、県が別に定める。

附　則

この要項は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成31年３月４日から施行する。ただし、「国経営局長通知（平成30年台風第24号）」については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、令和元年６月11日から施行し、平成31年４月１日から適用する。なお、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成30年度までに実施した事業又は平成31年度（西暦2019年度）以降に繰り越して実施される事業については、従前の例による。

附　則

この要項は、令和２年２月10日から施行する。ただし、「国経営局長通知（令和元年８月からの一連の災害）」については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、令和２年６月２９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和３年５月１７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和３年７月１５日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和４年４月８日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和６年１２月２５日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要項は、令和８年４月１３日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。